

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 第3期中期計画

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

令和2年(2020年)2月策定

目 次

前文	1
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置	
1 研究の推進及び成果の普及・活用	
(1) 研究ニーズへの対応	2
(2) 研究の推進	
ア 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施	2
イ 研究の重点化	2
ウ 外部機関と連携した研究の推進	3
エ 研究開発の推進方向	3
オ 研究ロードマップ	7
(3) 研究の評価	8
(4) 研究成果の発信・普及	8
2 知的財産の管理・有効活用	8
3 総合的な技術支援の推進	
(1) 技術相談、技術指導等の実施	9
(2) 依頼試験、設備使用等の実施	9
(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施	10
(4) 地域や産業の担い手の育成	10
4 連携の推進	
(1) 外部機関との連携	10
(2) 行政機関との連携	10
5 広報機能の強化	10
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	
1 業務運営の基本的事項	11
2 組織体制の適切な見直し	11
3 業務の適切な見直し	
(1) 事務処理の簡素化等	11
(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善	11
4 職員の能力向上と人材の確保	
(1) 職員の能力や意欲の向上	11
(2) 人材の確保及び育成	12
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 財務の基本的事項	12
2 多様な財源の確保	
(1) 外部資金の獲得	12
(2) 自己収入の確保	12
3 経費の効率的な執行	

(1) 経費の執行	-----	12
(2) 管理経費の節減	-----	12
4 資産の管理	-----	13
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置		
1 施設・設備の整備及び活用		
(1) 施設等の整備	-----	13
(2) 施設等の維持管理	-----	13
2 内部統制の整備		
(1) コンプライアンスの徹底	-----	13
(2) 安全確保・リスク管理	-----	13
(3) 情報セキュリティ管理	-----	13
3 社会への貢献		
(1) 国際協力	-----	13
(2) 科学技術に対する道民等の理解の促進	-----	14
(3) 災害等への対応	-----	14
4 情報公開	-----	14
5 環境への配慮	-----	14
第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 ----- 14		
第6 短期借入金の限度額		
1 短期借入金の限度額	-----	14
2 想定される理由	-----	14
第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画 ----- 14		
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 ----- 14		
第9 剰余金の使途 ----- 14		
第10 その他		
1 施設及び設備に関する計画	-----	15
2 人事に関する計画	-----	15
3 積立金の使途	-----	15
4 その他法人の業務運営に関し必要な事項	-----	15
 (別紙) 予算 ----- 16		
収支計画 ----- 18		
資金計画 ----- 19		

平成 22 年 4 月に、道民生活の向上と道内産業の振興に寄与することを目的に、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築といった多様な各分野の試験研究機関を統合し設立された地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）は、設立から 2 期 10 年を経過し、強みである総合力を発揮するとともに、外部機関との幅広い連携を進めながら、着実に研究開発の成果を生み出してきた。

第 3 期においては、これまでの 2 期 10 年の実績や、この間の社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、各研究分野の特性に応じた研究開発を着実に推進する。さらに、研究成果の実用化、事業化も視野に入れながら取り組むべき課題の選択と集中の観点に立って、総合的、戦略的に研究開発を推進し、「自立的な経済活動が展開される地域社会の実現」、「資源・エネルギーを最大限活かした循環型地域社会の創造」、「安全・安心で持続可能な地域社会の形成」に貢献する。

あわせて、北海道の未来づくりなどにも貢献すべく、北海道の将来あるべき姿に関わる提言とその実現に向けた研究開発にも積極的に取り組む。

また、効果的、効率的な運営を目指し、研究開発の基盤である組織運営や財務運営を始め、人材の活用・登用などの諸制度や仕組みなどについて、適時・適切な見直しに取り組む。

道総研は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、北海道知事から指示を受けた令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までの 5 年間における中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 研究の推進及び成果の普及・活用

研究の推進に当たっては、企業や団体等のニーズを十分把握し、技術力の向上等に必要な基盤的な研究をはじめ、新たな製品・サービスの創出など実用化・事業化につながる研究等を重点化を図りながら戦略的に取り組む。更に国際社会における共通の指針である持続可能な開発目標（S D G s）等を踏まえ、様々な社会的課題に主体的に取り組み、その解決方策等を探り、関係機関が一体となった提言につなげる取組を実施する。

また、道総研内はもとより、大学や企業等との連携をさらに進め、それぞれの強みを活かした公募型研究や共同研究など様々な研究による研究成果や知見が有効に活用されるよう積極的に発信し、普及に取り組む。

(1) 研究ニーズへの対応

道民等に有益な研究を確実に実施するため、道民、企業、行政機関、道の普及組織等から、地域固有のニーズや専門的なニーズを幅広く様々な機会を通じ収集する。

収集した研究ニーズについては、道の施策や技術の動向等を踏まえ、迅速かつ的確に対応を決定する。

(2) 研究の推進

ア 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施

様々なニーズに応え、社会的課題の解決を図り、北海道のあるべき姿を目指すため、基盤的な研究をはじめ、新たな製品やサービスを創出するほか、施策として各地域で活用されるなど、新たな社会的、経済的価値を見据え、実用化・事業化につながる研究を推進する。

なお、研究の推進に当たっては、限りある研究資源を選択と集中の観点のもと効果的・効率的に配分し、地域と密着した道総研の強みを生かした研究に重点化を図るなど、戦略的に研究開発を推進する。

また、A I やI o T等の先端技術を活用した研究に積極的に取り組む。

イ 研究の重点化

道総研は、北海道を取り巻く社会経済情勢に的確に対応し、食料の安定供給及び食関連産業の振興、資源・エネルギーを最大限に活用した循環型地域社会の創造、そして安全・安心で持続可能な地域社会の形成を目指すため、次のとおり総合力を発揮して取り組む研究の柱を設定し、各々の柱ごとの取組を「重点的に取り組む研究推進項目」として明示しながら、分野横断的な研究や実用化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開する。

(ア) 高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興

農水産物を安定して供給するとともに、農水産物による加工食品などの食関連産業の振興を図っていく観点から、安定多収な農業生産、持続的な漁業生産、農水産物の加工

利用などに関する研究開発に重点的に取り組む。

(イ) 再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築

再生可能エネルギーなどが豊富に賦存する北海道において、エネルギーの安定供給による持続可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エネルギー利用の効率化及び循環資源の利用などに関する研究開発に重点的に取り組む。

(ウ) 生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現

生活基盤と地域産業を維持した安全・安心で持続可能な地域社会を実現していく観点から、地域・集落機能の維持、地域の特性を活かした産業の振興及び防災対策などに関する研究開発を外部機関との密接な連携を進めながら重点的に取り組む。

道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に着実に対応できるよう、具体的展開方向について毎年度定める。

研究の重点化については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
研究課題評価における標準評価(b)以上の割合	90 %

ウ 外部機関と連携した研究の推進

道主体の事業に関する研究や調査である道受託研究や、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携による公募型研究、道総研と企業等が連携し、両者の技術や知見を活用する一般共同研究、行政機関、企業等からの依頼による受託研究などに積極的かつ柔軟に取り組む。

外部機関と連携した研究については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
外部機関と連携した研究課題数	420 件

エ 研究開発の推進方向

研究の推進に当たっては、道が策定した総合計画をはじめ、各研究本部に関連する計画や施策等の趣旨を踏まえ、道総研がこれまで培ってきた研究成果や専門性等を生かすとともに、道総研内の連携はもとより、外部機関との緊密な連携を図りながら、次に掲げる研究推進項目により、総合力を発揮して分野横断的な研究開発などに戦略的に取り組む。

なお、以下に記載する研究推進項目のうち、前記の「イ 研究の重点化」に示した「重点的に取り組む研究推進項目」について、下線で表記するとともに、総合力を発揮して取り組む研究の柱(※)との対応関係を末尾に示す。

※①：高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興

②：再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築

③：生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現

(ア) 農業に関する研究推進項目

a 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興

○ 農産物の安定生産に関する技術開発

我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与し、消費者と食関連産業のニーズに応える安全で高品質・高品位な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた品種開発・技術開発のほか、ＩＣＴ等を活用したスマート農業などの先端的・基盤的技術の開発に取り組む。

- ・ 優れた特性を有する水稻・畑作物などの品種開発と省力安定生産技術の開発 ①
- ・ 収益性の高い園芸作物の高品質・安定生産技術の開発 ①
- ・ 乳牛、肉用牛の生産技術・育種改良と飼料生産、家畜感染症予防技術などの開発 ①
- ・ ＩＣＴ等を活用した農産物の安定生産技術の開発 ①

○ 農産物と加工食品の市場競争力を高める技術の構築

市場ニーズを踏まえた農産物と加工食品の品質向上・鮮度保持や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、農産物の品質・加工適性の評価、農産物の貯蔵・流通技術などに関する研究開発に取り組む。

- ・ 農産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ①
- ・ 農産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発 ①

b 環境と調和した持続的農業の推進

豊かな自然環境と調和した農業生産を進めるとともに、消費者ニーズに応えるため、クリーン農業・有機農業を推進する化学合成農薬削減技術、化学肥料削減技術などの開発と体系化及び気候変動などに対応した農地の生産環境保全技術の開発に取り組む。

- ・ 環境と調和した持続的農業を推進するための技術開発

c 地域の特色を生かした農業・農村の振興

地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るため、生産・生活基盤から見た持続可能な地域・集落の維持に関する研究開発や、気象・土壤条件や地理的・社会的条件に応じた地域の諸課題を解決するための技術開発などに取り組む。

- ・ 地域農業の発展と特産農産物の生産振興のための技術開発 ③
- ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの開発 ③

(イ) 水産に関する研究推進項目

a 地域を支える漁業の振興

北海道の基幹産業として、水産業を将来にわたって維持し、活力のある地域づくりを進めるため、水産資源の評価・予測技術、資源管理技術、海面・内水面・陸上における増養殖技術、地域特産物の安定的な生産技術及びＩＣＴを活用した次世代型漁業技術に関する研究開発に取り組む。

- ・ 水産資源を持続的に利用するための資源管理技術の開発 ①

- ・ 水産物を安定供給するための増養殖技術の開発 ①
- ・ 地域水産業の振興のための技術開発 ③
- ・ I C T を活用した次世代型漁業技術の開発

b 新たな資源の有効活用と高度利用の推進

市場ニーズを踏まえた水産物と加工食品の品質保持・向上や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、水産物の品質・加工適性の評価、水産物の品質管理技術及び未利用資源の有効利用などに関する研究開発に取り組む。

- ・ 水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ①
- ・ 水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発 ①
- ・ 未利用水産資源を活用した研究開発

c 自然との共生を目指した水産業の振興

自然環境と調和した水産業の振興を図るため、水域生態系・生物多様性の保全、温暖化などの環境変動による主要水産資源及び漁業への影響評価及び北海道周辺の水域を高度に利用する漁場造成に関する研究開発に取り組む。

- ・ 水域環境保全と海域高度利用技術の開発

(ウ) 森林に関する研究推進項目

a 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展

○ 森林資源の循環利用を推進する林業技術の開発

森林資源の循環利用を推進するため、ドローンなどのU A Vを用いたリモートセンシング技術やI C T等の先端技術を活用しながら、着実な再造林に向けた優良種苗の効率的生産技術、人工林・天然林の適切な森林管理技術の高度化、気象害や生物害のリスクを回避する森林整備技術の開発及び原木の安定供給と木製品に至るサプライチェーンの最適化に向けた生産・流通システムの構築に取り組む。

- ・ 森林資源の適切な管理と木材の生産・流通の効率化のための研究開発

○ 木材産業の競争力向上と道産木材の利用技術の開発

道産木材・木製品の競争力の向上と利用拡大を図るため、C L T（直交集成板）をはじめとする建築構造材や内外装材などの生産・加工技術の高度化、木材・木製品の性能・品質向上技術、木質材料の新たな利用技術などの開発に取り組む。

- ・ 木材産業の技術力向上のための研究開発

○ 再生可能エネルギーなどの安定供給と高効率エネルギー利用システムの構築

道内に賦存する木質バイオマスの再生可能エネルギー資源としての効果的な利活用を図るため、エネルギー特性や地域特性に対応した高度利用技術及び安定供給技術に関する研究開発に取り組む。

- ・ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ②

b 森林の多面的機能の持続的な発揮

森林の多面的機能の持続的発揮や樹木・特用林産物の活用を図るため、防災林・環境林の整備技術、水土保全や生物多様性に配慮した森林流域管理技術及び保健休養機能の活

用技術を開発するとともに、有用樹木の選抜と増殖・管理・利用技術及びこの品種と生産・利用技術の開発に取り組む。

- ・ 森林の多面的機能の発揮と樹木・特用林産物の活用のための研究開発
- ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発 ③
- ・ 災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発 ③
- ・ 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③

(エ) 産業技術に関する研究推進項目

a 持続可能な地域づくりを支える産業の振興

製造業をはじめとする道内産業の競争力を高め、道民の暮らしを支える産業を推進することで、道内経済を力強くけん引していくため、ものづくり産業の競争力を強化する研究開発や、A I、I o T、ロボットなどの活用による情報システム・機械システムなどに関する技術開発に取り組む。

- ・ ものづくり基盤力を強化するための研究開発
- ・ 情報通信技術の高度化と活用技術の開発

b 成長力を持った力強い食関連産業の振興

市場ニーズを踏まえた農水産物と加工食品の品質保持・向上や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、農水産物の品質・加工適性の評価、貯蔵・流通技術、品質管理・加工・保存技術、有用微生物の利用と発酵醸造技術などに関する研究開発及びこれを支える生産機械、システムの試験研究に取り組む。

- ・ 農水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ①
- ・ 農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発 ①
- ・ 食品加工を支える生産機械、システムに関する研究開発

(オ) エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目

a 再生可能エネルギー・循環資源などの利活用の推進

再生可能エネルギーなどが豊富に賦存する北海道において、エネルギーの安定供給による持続可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エネルギー利用の効率化及び循環資源の利用に関する研究開発に重点的に取り組む。

- ・ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ②
- ・ 省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発 ②
- ・ 循環資源利用のための研究開発 ②

b 生活・産業基盤を支える環境の保全

道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境及び生物多様性の保全に向け、流域圏における健全な水循環系の構築、「緩和」と「適応」を両輪とする気候変動対策、環境への負荷抑制技術、環境リスクの低減、自然環境の保全・再生、自然資源の利活用などに関する研究開発に取り組む。

- ・ 環境を保全するための研究開発

- ・生物多様性の保全のための研究開発

c 災害の防止及び地質資源の活用

災害の防止及び地質資源の活用を図るため、地震や津波、土砂災害、火山噴火などの多様な自然災害の発生要因の解明、地質情報基盤を確立する研究開発、地質資源の持続的利用に関する研究開発などに取り組む。

- ・災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③
- ・地質資源の開発と利用のための研究開発

(力) 建築・まちづくりに関する研究推進項目

a 暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進

○ 持続可能な地域システムの構築

地域社会を安定的に維持するため、生産・生活基盤から見た持続可能な地域・集落の維持・活性化を目指した地域システムの構築・運営に関する研究に取り組む。

- ・地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発 ③

○ 安全な地域づくりのためのシステムの構築

安全な地域づくりを進めるため、多様な自然災害に対応したリスク評価に基づき、避難対策、応急・復興対策、土地利用、生活・産業の施設とインフラの防災対策などに関する研究に取り組む。

- ・災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③
- ・災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発 ③

○ 暮らし・産業を支える都市・建築に関する研究

持続可能な社会の構築に向けて、積雪寒冷地での建築技術・環境負荷低減・安全性向上技術の開発・高度化、住宅・建築の計画やストックマネジメント手法、都市の維持・活性化や機能再編などに関する研究開発に取り組む。

- ・建築技術の開発と高度化のための研究開発
- ・都市と住宅・建築の計画のための研究開発
- ・循環資源利用のための研究開発 ②

b 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用の推進

生活・産業施設などにおいてエネルギーを効率的に利用するため、設備・機器・システムの開発と効果的な活用及び地域のエネルギー特性を考慮したエネルギー・マネジメントシステムに関する研究に取り組む。

- ・省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発 ②
- ・再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ②

オ 研究ロードマップ

中長期的な研究成果の目標や普及方法の明確化と、研究開発の推進方向の共有化を図るために、研究推進項目毎に、研究内容の関連性を視覚化した研究ロードマップを作成する。

(3) 研究の評価

研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、成果の活用等を適切に行い、研究の質の向上を図るため、外部有識者の参画を得て研究課題評価を実施する。

- ・道総研本部においては、優れた見識を有する外部有識者で構成する研究評価委員会が行う重点的に取り組む研究課題に対する評価を踏まえ、理事長が評価を実施する。
- ・各研究本部においては、各々の専門分野の外部有識者が参画する研究課題検討会における基盤的な研究課題等に対する意見を踏まえ、研究本部長が評価を実施する。

(4) 研究成果の発信・普及

研究成果を広く発信するため、学会での発表や学術誌への投稿等を行うとともに、成果発表会やセミナー、刊行物、ホームページ等を用いて研究成果や知見を広く公表・周知する。

また、技術資料等の発行や展示会への出展、企業訪問などの多様な方法を用いて普及・活用を促進するとともに、農林水産分野においては道の普及組織等と緊密に連携し効果的な普及に取り組む。

なお、成果の発信などにおいては、道総研の認知度向上を目指し、統一的にシンボルマークの使用などに取り組む。

研究成果の発信については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
口頭及び刊行物による成果の公表件数	3,500 件

研究成果の活用については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
行政や企業等で活用された成果の数	720 件

2 知的財産の管理・有効活用

研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護するとともに、技術動向や企業のニーズ、外部有識者の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め適切に管理する。

また、活用を促進するため、知的財産に係る支援団体と連携した関連業界団体等への情報提供などを行うとともに、優良な植物の品種については、道及び関係団体と連携し普及を図る。

知的財産の活用については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
知的財産権 1 件あたりの利用許諾件数	1.5 件

3 総合的な技術支援の推進

研究成果や知見、設備などを活用し、技術移転、指導、情報提供など多様な手段を用いて、企業や産業団体、道内自治体等が抱える課題等の解決に取り組むとともに、外部機関とも連携してアドバイスを行うなど、実用化・事業化に向けた総合的な支援に積極的に取り組む。

また、研修会、講習会などの開催や研修者の受け入れ、産業分野の教育機関における担い手育成への協力を通じ、研究成果や保有する知見・技術などを用いて、地域や産業の担い手育成を支援する。

(1) 技術相談、技術指導等の実施

地域や企業等が抱える技術的な課題を解決するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、これまでの研究成果や知見等を用いて、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆、課題対応型支援、技術審査、技術開発派遣指導を実施する。

企業などへの訪問やホームページ等により技術支援制度の利用方法や活用事例を分かりやすく説明するなどの広報活動に積極的に取り組む。

また、企業や道民等の複雑化・多様化するニーズに対し、道総研の総合力を活かし、大学や研究機関など幅広い連携を活用し、迅速かつ的確に対応することにより、利活用の促進を図る。

技術相談、技術指導については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
技術相談、技術指導の実施件数	12,000 件

(2) 依頼試験、設備使用等の実施

企業等の研究開発を支援するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、依頼試験の実施や試験設備、機器を貸与する。

実施にあたっては、大学や研究機関、企業等の外部機関との役割分担を踏まえながら、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。

また、ホームページ等により技術支援制度の利用方法や使用できる設備などについて分かりやすく説明し、利便性の向上を図る。

依頼試験、設備使用については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
依頼試験、設備使用の申込件数	1,500 件

(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施

建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な建築物の性能評価及び構造計算適合性判定を実施する。

(4) 地域や産業の担い手の育成

企業等の技術者や地域産業の担い手、学生の育成を支援するため、研修会・講習会の開催や研修者の受け入れを行い、研究成果や知見、技術の普及を図る。

4 連携の推進

道民、企業、行政機関等からの多様なニーズに応えるため、連携の強化や取組内容の充実を図る。

(1) 外部機関との連携

企業や地域からの様々な相談や課題の解決に応えるため、大学、他の研究機関などの外部機関との連携基盤の構築、充実を図り、研究開発、成果の公表・普及、技術支援、人材交流等の事業を実施する。

連携を一層強化するために、連携協定や連携コーディネーター、産学官金のコーディネーターを担う人材のネットワークを活用し、北海道総合研究プラザを連携交流の場として効果的に活用する。

また、各地域においても研修会の開催や意見交換の場を設けるなど連携交流に取り組む。

連携の推進については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
連携協定先との事業の実施件数	1,700 件

(2) 行政機関との連携

道の施策に対応した研究等を推進するとともに、研究成果を施策へ反映するため、道の関係部等と情報交換、意見交換等を緊密に行い、情報の共有化を図る。

また、国の施策に対応した研究等の推進や市町村の行政課題に対応した研究・技術支援を行うため、国や道、市町村等とも情報交換、意見交換等を緊密に行い情報の共有化を図る。

5 広報機能の強化

情報発信の方法について、効果やメディアごとの伝わり方などの情報収集・分析を踏まえて、広報活動の質の向上を図る。

また、報道機関への積極的な情報提供とともに、ホームページやメールマガジンなど、ICTの効果的な活用により研究開発成果や技術支援制度などを広く分かりやすく伝え、道総研の知名度向上や利用拡大につなげる。

なお、取組を進めるに当たっては、利用者ニーズの把握につなげられるよう道民や企業との双方向のコミュニケーションを図る。

広報活動については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
情報発信の回数	1,660件

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の基本的事項

効果的、効率的な業務運営を展開するため、予算や人員等の資源配分の見直しを不断に行うとともに、業務実績に対する評価結果を適切に業務運営に反映させる。

特に、重点的に取り組む研究推進項目の研究課題等に対しては、資源の重点的な配分を図り、限られた資源の戦略的な運用を行うほか、研究の推進状況にあわせ、弾力的な配分を行う。

2 組織体制の適切な見直し

効果的・効率的な組織運営を展開するため、中長期的な視点に立って、適切に組織の見直しを図る。

3 業務の適切な見直し

(1) 事務処理の簡素化等

事務の簡素化・効率化を図るため、業務内容や事務処理手順を見直すとともに、情報の共有化やペーパーレス化を推進する。

(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善

道総研の活動について、道民、市町村、関係団体や利用者等の意見の把握に取り組むほか、道と連携して市町村、関係団体等との意見交換に取り組み、業務運営の改善を図る。

4 職員の能力向上と人材の確保

(1) 職員の能力や意欲の向上

職員の意欲と能力の向上を図るため、人事評価制度を通じて、自らが担う役割への自覚を促すとともに、職員の業務実績や能力、適正等を把握し、適材適所の人事配置や給与への反映に取り組むほか、女性職員の活躍促進やワークライフバランスの推進を図るため、人事管理の総合調整や活躍促進につながる施策の立案に努める。

また、顕著な功績等があった職員・グループを表彰し、その実績を周知するほか、多様な働き方を推進するための環境整備に取り組む。

(2) 人材の確保及び育成

長期的な視点に立った人材確保のため、研究等の方向性や職員構成などを見据え、社会経済情勢を踏まえた計画的な職員採用に取り組む。

また、研究開発能力等の向上を目指し、研修内容の充実を図るなど、幅広い視野を持つ人材の計画的な育成に努める。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務の基本的事項

経営の透明性を確保するため、財務諸表等を公表するほか、運営費交付金が前年度比で毎年1%縮減（研究関連経費及び人件費を除く）とされることから、事務的経費や維持管理経費の節減など、財務運営の効率化に取り組む。

なお、運営費交付金については、少なくとも令和元年度比で3%縮減を行うとの中期目標を踏まえ、計画的な予算執行に努める。

2 多様な財源の確保

(1) 外部資金の獲得

公募型研究、受託研究等による外部資金の獲得に取り組む。

外部資金の獲得については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（令和6年度）
研究経費に占める外部資金の割合	70 %

(2) 自己収入の確保

広範囲にわたる企業等のニーズを受け入れ、知的財産の活用や依頼試験、設備の提供を通じ、自己収入の確保に取り組む。

3 経費の効率的な執行

(1) 経費の執行

経費の適切で効率的な執行を図るため、定期的に各種経費の執行状況を確認するとともに、会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識の醸成を図る。

(2) 管理経費の節減

各種業務の効率化、簡素化を進めるとともに、適切な維持管理や一括契約の活用などにより、管理経費の節減を図る。

4 資産の管理

資産を適切に管理するとともに、研究設備や機器等の共同利用や管理換などにより、機器等の有効活用を図る。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設・設備の整備及び活用

(1) 施設等の整備

老朽化した大規模施設の更新の考え方を中長期的な視点に立って明らかにした施設等整備計画に基づき、施設の建替や移転・集約を進めるなど、計画的な施設・設備の整備に取り組む。

(2) 施設等の維持管理

施設及び設備の適切な維持管理を行うため、施設の長期保全計画に基づき、ファシリティマネジメントの取組を進め、施設の長寿命化や有効活用、コストの縮減を図る。

2 内部統制の整備

(1) コンプライアンスの徹底

道総研に対する道民からの信頼を損なうことがないよう、役員及び職員に対する研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、不正行為の防止を図る。

(2) 安全確保・リスク管理

職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、イベント等の開催にあたっては事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。

また、事故・災害等の緊急時の対応策について、予めリスクを想定し連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。

(3) 情報セキュリティ管理

情報セキュリティポリシーに基づき、システム機器の安全確保を図ることや、職員に対する研修・注意喚起を行うことなどにより、部外者の不正なアクセス、職員等による改ざん・漏えいを防止するなど、情報資産を適切に管理する。

3 社会への貢献

(1) 国際協力

行政や企業、大学等と連携し、JICA（独立行政法人国際協力機構）などが実施する国際協力事業に研究員の派遣、技術支援等で協力する。

(2) 科学技術に対する道民等の理解の促進

道民等への科学技術に対する理解の促進を図るため、視察者や見学者の対応、公開デー等の各種イベントの開催や出展等に取り組む。

(3) 災害等への対応

災害等発生時において、道との協定に基づき、道や市町村が必要とする支援を迅速かつ的確に実施する。

4 情報公開

運営に関する情報について、ホームページ等を活用して積極的に公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

5 環境への配慮

業務運営にあたっては、環境に配慮した物品の購入や、廃棄物の分別徹底など、環境への配慮に取り組む。

第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

第6 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れするため。

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合は、当該財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、業務運営の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第10 その他

1 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

2 人事に関する計画

第2の4 「職員の能力向上と人材の確保」に記載のとおり

3 積立金の使途

次の業務の財源に充てる。

- ・施設設備等整備事業
- ・道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する研究・知的財産・技術支援・外部機関との連携強化に係る業務及びその附帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に記載のとおり

予 算

令和2年度～令和6年度予算

(単位 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	66,302
施設設備等整備費補助金 ※	1,535
自己収入	1,853
依頼試験手数料等	939
財産売扱収入	645
知的財産関連収入	89
雑収入	180
受託研究等収入及び寄附金収入等	5,868
補助金収入	621
計	76,179
支出	
研究経費	5,340
一般管理費	13,775
人件費	49,311
受託研究等経費及び寄附金事業費等	5,609
施設設備等整備費 ※	1,535
補助金事業費	609
計	76,179

運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

※令和3年度以降の補助金額は別途決定予定のため暫定値。個別協議分は除く。

[人件費の見積り]

- 1 中期目標期間中総額 44,726 百万円の支出を見込んでいる。（退職手当を除く。）
- 2 退職手当については、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 職員の退職手当に関する規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

[運営費交付金算定ルール]

- 運営費交付金算定の対象は、令和元年度の地方独立行政法人北海道立総合研究機構予算として 年度計画に計上されたもののうち、次のア、イを除いた経費とし、所要額については、以下の算定式によるものとする。
 - ア 運営費充当財源以外の外部資金（受託、依頼試験等）及び充当事業
 - イ 施設設備等整備費

$$\text{交付金額} = B - A$$

※運営費交付金の算定方法は、道財政の状況その他特別の事情等により見直す。

A 収入の算定 (①+②)

- ① 運営費充当財源となる受託研究等収入等
- ② その他収入

B 支出の算定 (③+④+⑤)

③ 研究費

前年度算定額 + 加算額

※注1 前年度算定額には依頼試験費、外部資金確保対策費、維持管理経費（研究）を含む。

※注2 加算額は試験研究用備品整備費

④ 管理経費

- 光熱水費、運営費、維持管理費

前年度算定額 × 運営効率化係数

※注 運営効率化係数は△1%とする。

⑤ 人件費

- 役員報酬

理事長、理事3名、監事1名分の所要額

- 職員人件費

前年度算定額 + 退職手当所要額

※1 翌年度以降精算

※2 制度改正等による影響額は別途算定

- 準職員

前年度の算定額 - 退職不補充の職員に係る所要額

収支計画

令和2年度～令和6年度収支計画

(単位 百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	75,431
業務費	10,500
研究経費	4,891
受託研究費等	5,609
一般管理費	13,775
人件費	49,311
役員人件費	272
職員人件費	49,039
減価償却費	1,845
収益の部	
経常収益	75,431
運営費交付金収益	65,363
依頼試験手数料等収益	939
財産売払収益	645
知的財産関連収益	89
受託研究等収益	5,868
補助金収益	502
雑益	180
資産見返運営費交付金等戻入	1,091
資産見返補助金等戻入	149
資産見返寄附金戻入	34
資産見返物品受贈額戻入	571
純利益	0
総利益	0

資金計画

令和2年度～令和6年度資金計画

区分		(単位 百万円)
	金額	
資金支出		76,179
業務活動による支出		73,436
投資活動による支出		2,593
財務活動による支出		150
次期中期目標期間への繰越金		0
資金収入		76,179
業務活動による収入		74,644
運営費交付金による収入		66,302
依頼試験手数料等収入		939
財産売払収入		645
知的財産関連収入		89
受託研究等収入		5,868
補助金収入		621
その他の収入		180
投資活動による収入		1,535
施設費による収入		1,535
財務活動による収入		0
前期中期目標期間よりの繰越金		0